

厚生委員会記録

開催日時 平成27年6月4日(木) 13:03~14:04

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

小林 照代 委員長

井岡 正徳 副委員長

猪奥 美里 委員

中川 崇 委員

米田 忠則 委員

出口 武男 委員

秋本登志嗣 委員

小泉 米造 委員

梶川 虔二 委員

欠席委員 なし

出席理事者 土井 健康福祉部長

上山 こども・女性局長

渡辺 医療政策部長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

(1) 平成27年度主要施策の概要等について

(2) その他

<質疑応答>

○小林委員長 それでは、ただいまの説明及び報告、またはその他の事項も含めまして質疑があればご発言願います。

○猪奥委員 ありがとうございます。

2つ教えてください。奈良こどもすくすく・子育ていきいきプランの基本目標Iですけれども、結婚・子育てをみんなで支える社会づくり、女性が働き続けられる、これは、女の人が働き続けることができれば、それが結果的に子どもを産んでもらいやすい社会になるのだというように読んだらいいのですよね。働くことが子どもの出生率増加につながるというようなことが書いてあると思ったらいいですかというのが1つです。

○金剛子育て支援課長 女性が子どもを持つかどうかを判断する際の考え方としまして、やはり結婚して子どもを持った後も仕事を続けられるかどうか非常に大きなポイントであるという調査結果も出ておりますので、両立したいと思われる方が両立できるような環境を整えることが、結果的に理想の子ども数を持つことにつながるのではないかと考えまして、このような目標を設定させていただいております。以上です。

○猪奥委員 ありがとうございます。手前どもの政党ではずっとそのように主張をしております、こういう奈良県の目標の形としておりていくのは非常にうれしいと思います。

こちらの「女性の社会参加に関する意識調査」でも、家事、育児に時間をとられるだけではなくて、家族であったり会社であったり、そういうご協力があることが、子どもを産み、育てやすい、また社会参加もしやすいというように、今度はそっちに戻っていくのだと思うのですけれども、そうすると、このプランの行動（アウトプット）指標のところで書いていただいている、2、ワーク・ライフ・バランスの推進、男性の家事関連従事時間が現状44分のところ、目標値が53分、たった9分増加することがそれにどのように資することになるのか。とりあえず10分間ぐらいだけでも上げてみようということなのか、この目標があまりにも低過ぎるのではないかと思うのですけれども、これはとりあえずの目標なのでしょうか、ここはどう見たらいいのでしょうか。

○上山こども・女性局長 ありがとうございます。委員にも以前、同じこの質問をいただいたことがあったかと思えます。

先ほども報告させていただいたとおり、女性の活躍についての新しいプランを策定する予定としてございます。ここに載せさせていただいている男性の家事、育児の従事時間につきましては、10年前に策定いたしました、途中で1回見直ししておりますけれども、男女共同参画計画の基本目標は今こういう形になっておりますので、この目標を今年度の計画の中で改めて見直しをしていくことになっておりますが、とりあえず現計画の数字をここに載せさせていただいたところでございます。これから、またいろいろ委員のご意見をいただきながら、この目標についてはことしの計画づくりの中で考えてまいりたいと思います。以上です。

○猪奥委員 ありがとうございます。前の計画ではそうだったから、とりあえずここにはそのように入れ込んであるということですね。

では、物事の立てかえ方も変わってきたので、数字目標も大きく変わって、行動目標、こんなことをやっていきますというの、大いに変わっていくことを期待しておきます。

以上です。

○小泉委員 県議会も大分論議しましたし、理事者も大変努力をしていただきました精神障害者の医療費助成の問題です。

これは、1級、2級を県としては実施していこうとなったのですけれども、具体的には市町村が実施主体でございますので、それがいろいろあったわけでございます。今、市町村では、1級からやっている市町村と2級からやってる市町村があると思うのですけれども、実態がどうなっているのか。さらに1級しかやっていないところは、いつごろをめどに2級までやるようになっていくのかをつかんでおられたら教えていただきたいと思えます。以上です。

○前野保健予防課長 精神障害者の方への医療費助成の各市町村の状況でございます。

町村におきましては、全部の町村が昨年10月から手帳1級、2級を対象といたしまして、そして1村が1級から3級所持者まで実施しているところでございます。市は12市でございますけれども、その中で本年4月から10市が手帳1級所持者を対象として実施しているところでございます。残り2市につきましては、今確認させていただいているところでは、この8月から実施する予定でございますけれども、こちらも1級から実施予定ということで確認しているところでございます。以上でございます。

○小泉委員 3級までやっているというのはすばらしいですね。2市ではこの8月から1級からということで、まだこれからというところもあるのですね。

2級まで市でやらせていこうと思えば、何が一番大きな原因になっているのですか。2級までやれないというところは、一体何なのか。お金の問題なのか、事務的な問題が非常に難しいのか、そこら辺の原因が何かわかるのですか。

○前野保健予防課長 手帳、1級から2級ということでございますけれども、県といたしましては、精神保健福祉手帳1級及び2級所持者に対しまして、平成26年10月からその制度をつくったところでございます。開始時期、また対象範囲につきましては、実施主体でございます市町村で判断いただくことになってくるところでございますけれども、その実施に向けましては、県といたしまして、市町村との勉強会など重ねる等々、そしてまた昨年度の補正予算でお願いいたしました、システムの改修に係ります経費につきましても助成させていただいて、何とか円滑に進めることに向けまして支援してまいったところでございます。

今のところ、市では1級からということでございますけれども、それぞれの市の財源

等々の理由の中で考えて、手帳等級につきましては1級からと判断されているのではないかと考えているところでございます。

○小泉委員 もう一つだけお聞きしたいのですけれども、今まで精神障害者の方が手帳を持っていても、持っていないくても、そう大したことないと。しかし、医療費の助成をされるならば手帳を申請しようという話があったような感じがするのですけれども、そのことによって、障害手帳はふえているのかどうか、実態がもしもわかっていたら教えていただきたいと思ひます。

○前野保健予防課長 具体的な数字は持っていないのですけれども、数字といたしましては、これまでの統計によりますと、年々ふえてきているところでございます。多分こちらにつきましてもふえてきているのではないかと思っているところでございます。

今回の医療費助成の制度につきましてですけれども、本人、家族の方への制度の周知などにつきましてですけれども、まず一義的には市町村へお願いすることとなるのですけれども、県といたしまして、ホームページに制度の概要などを掲載するほか、精神科病院などに対しましても、長期入院者など外部からの情報を得る機会の少ないと考える方への周知なども考えているところでございまして、精神科病院職員に対します説明会なども実施いたしまして、協力も要請したところでございます。以上でございます。

○小林委員長 それでは、その他質疑、ご発言ございませんか。

他になければ、これをもちまして質疑は終わります。

これをもちまして本日の委員会は終わります。